

平成30年(ワ)第152号 損害賠償等請求事件

原告 浅野健一 外1名

被告 日本マス・コミュニケーション学会 外2名

2018年2月22日

東京地方裁判所民事第31部合議A係 御中

〒102-0094

東京都千代田区紀尾井町3番27号 剛堂会館4階

ミネルバ法律事務所 (送達場所)

電話 03(5216)7755

ファクシミリ 03(5216)7751

被告ら訴訟代理人

弁護士 喜田村洋一

同 藤原大輔

答 弁 書

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

第2 請求の原因に対する答弁

1 訴状「第2」 (1) ア 概ね認める。

イ 概ね認める。

(2) ア 概ね認める。

イ 「原告浅野の公認補充人事で赴任」(訴状訂正申立書2頁参照)

との主張の趣旨が不明確であるため、この点についての認否は

留保し、その余は概ね認める。

ウ 概ね認める。

2 訴状「第3」 事実関係については概ね認める。

3 訴状「第4」 1 原告らが引用する東京地裁平成21年(ワ)第17474号(第17473号事件の誤記と解する。)損害賠償請求事件判決の存在は認め、その余は否認ないし争う。

同事件は、社団法人日本気象学会(被告)とその会員(原告)との間で、被告が原告の論文を掲載しなかったこと等が争われたものであるが、同学会の定款8条3号が「機関誌に寄稿すること」を会員の「特典」と規定していること及び同学会の細則20条において編集委員会が「原稿の内容によっては掲載を拒否することができる」と規定されており、内容いかんにかかわらず自由に採否を決定するとされていないことから、編集委員会は、掲載拒否の判断を全く自由にすることができるものではなく、会員において投稿した論文が被告の機関誌である『天気』に掲載されることを期待することは、法的に保護される利益に値すると判示した。

しかし、被告日本マス・コミュニケーション学会(以下「被告マスコミ学会」という。)においては、本件のようなワークショップの報告

文の投稿について会員の「特典」とは規定していない。

また、被告マスコミ学会では、規約（甲3）22条に基づき委員会をおくことができるとされており、これに基づき「機関誌編集委員会」をおいているところ、日本マス・コミュニケーション学会機関誌編集委員会内規2条1項では、同委員会は、「機関誌『マス・コミュニケーション研究』の編集」に関する活動を行うとされている。さらに、『マス・コミュニケーション研究』投稿規程（甲18）によれば、「投稿原稿の掲載の可否・順番については、編集委員会が決定する。」（同規程4（2））と規定されている（なお、ワークショップの報告文は「論文」〔投稿規程2（2）参照〕ではないため、厳密に言えば、ワークショップの報告文について同規程が直接適用されるものではないが、「被告マスコミ学会」の編集委員会の権限の内容についての参考となるものである。）。

このように、原稿掲載の可否等の権限行使に関する編集委員会の裁量を制約する規定は特段存在しない。したがって、上記事件と本件とは、機関誌等への投稿に関して会員に付与された地位や編集委員会の権限などについての規定が異なるのであって、両者が事案を異にすることは明らかである。

よって、上記事件判決を引用したうえで、本件についても、「ワークショップについて一定の基準を満たした報告文が、同学会誌に掲載されることを期待することは、法的に保護される利益があると考えられる」とする原告らの主張は、何らの典拠を有しない畢竟独自の見解である（なお、1の本文1行目の「正会員である被告らとしては」中の「被告ら」は「原告ら」の誤記と史料される。）。

2 経緯については概ね認めるが、紀要88号は2016年1月31日

に発行されるものであるから、その原稿の締切は、どれほど遅くしても、2015年11月末日であった。被告マスコミ学会は、2015年9月11日付けの書面（甲8の1）で、原告浅野に対し、改稿を求め、その期限として、「ご多用中恐れ入りますが、改稿された原稿は、学会誌の編集作業の都合上、9月末日までにご回送いただければ幸いです」と明記した。

しかし、これに対し、原告浅野は改稿を行わなかった。

このため、被告マスコミ学会の藤田真文理事は、紀要88号への掲載が不可能となった2015年11月末日を過ぎた同年12月3日付けの書面（甲12の1）で、原告浅野に対し、「貴殿の原稿については引き続き改稿をお願いするとともに、『マス・コミュニケーション研究』88号への掲載は見送らせていただくこととなりました」と明記している（なお、原告らが引用するとおり、藤田理事は、上記書面において、「ワークショップの記録を改稿いただきますよう再度お願いいたします。ご多用中恐れ入りますが、改稿された原稿は、学会誌の編集作業の都合上、2016年2月末日までにご回送いただければ幸いです」と述べている。）。

3 原告浅野が執筆したワークショップの報告文が、『マス・コミュニケーション研究 第88号』に掲載されなかった事実は認めるが、その余は否認ないし争う。

被告マスコミ学会が編集・発行する『マス・コミュニケーション研究』は毎年1月末及び7月末に発行されており、2016年1月末に発行される同誌88号の入稿期限は遅くとも前年11月末である。定期刊行物に原稿の締切があることは誰でも知っていることであり、さらに、原告浅野は同誌にワークショップの報告文を掲載した経験を持

っていたのであるから、このことは当然認識していたはずである。上に述べたとおり、同誌の編集・発行の期限があるため、被告マスコミ学会は、原告浅野に対して、9月末までの改稿を依頼したものの（甲8の1）、同原告はこれに応じず、その後も、同誌88号の入稿が技術的に可能な最終期限である2015年11月末日までに、改稿されたワークショップの報告文が原告浅野から送付されることもなかった。このため、同原告の執筆したワークショップの報告文については、『マス・コミュニケーション研究 第88号』への掲載を見送るほかなかったのであり、同誌への掲載の見送りについては、2015年12月3日付けの連絡書面（甲12の1）において、同原告に明確に通知している。

したがって、「原告浅野としては、再考して、原告が送付した原稿の最後の段落について、削除を含む改稿して送付する余地があったにもかかわらず、それを無視して本件紀要が発行された」との原告の批判は成立する余地がない（なお、原告浅野は、現在に至るまで、改稿された原稿を送付していない。）。

4 第1段落～第3段落 事実関係については概ね認める。

第4段落 否認ないし争う。そもそも、被告マスコミ学会は、2015年4月ころ、原告らを含む研究発表やワークショップの登壇予定者全員に所属の変更がないかを尋ねており、殊更、原告浅野に対してのみ、所属の変更の有無を尋ねたものではないし、さらに、原告浅野に対して、所属について「何度も」尋ねた事実もないから、原告浅野の同記述は事実と反する、ないし誇張されたものである。

さらに、原稿の末尾の3つの文章は、ワークショップでの発言や参加者の反応等とは考えられない。

このように、事実と反する、ないし誇張された記述、あるいはワークショップの報告文として相当とは思われない記述について、編集委員会が改稿を依頼することは当然の理であって、「被告日本マス・コミュニケーション学会を批判する内容になっていることから、この部分を削除するように求めた」との原告らの推測は、邪推というほかない。

第5段落 山田理事から指摘があった事実はあるが、これは、それまでは、「専任教員ないし専任講師の場合は大学名のみを記載し、大学院生の場合は『〇〇大学院』』という2種類の記述だけでした。したがって、「〇〇大学△△研究所員」など、大学内の所属職名や職分まで正確に記述することを所属大学から求められるケースが多くなり、その場合、本人の申し出に従って記述することになったことを指している。原告浅野のケースとは関係がない。

5 否認ないし争う。

4 訴状「第5」1 (1) 知らないし争う。

(2) 知らないし争う。

2 (1) 原告浅野が本件を弁護士に委任した限度で認め、その余は知らないし争う。

(2) 原告山際が本件を弁護士に委任した限度で認め、その余は不知

ないし争う。

5 訴状「第6」 否認ないし争う。

被告マスコミ学会が、投稿規程（甲18）を規定していることは認めるが、同規程は被告マスコミ学会への論文を投稿する（すなわち、被告マスコミ学会会員が、同被告に対して論文を掲載するよう求める）方法等について規定したにすぎない。同規程で「投稿原稿の掲載の可否・順番については、編集委員会が決定する。」（同規程4（2））と規定されているように、同規程は、投稿原稿の掲載の可否・順番について編集委員会に広範な裁量を与えたものであり、被告マスコミ学会に投稿された論文を須らく掲載すべき義務を規定するものではない。

したがって、同規程の存在及び日本マスコミ学会の設立趣旨から、「編集委員会に掲載を拒否する権限がない」とする原告らの主張には理由がない。

6 訴状「第7」 争う。

第3 被告らの主張

1 被告マスコミ学会及び被告伊藤高史について

（1）上に述べたとおり、被告マスコミ学会においては、本件のようなワークショップの報告文の投稿について、会員の「特典」とは規定していない。さらに、『マス・コミュニケーション研究』投稿規程（甲18）が、「投稿原稿の掲載の可否・順番については、編集委員会が決定する。」（同規程4（2））と規定しているように、原稿掲載の可否等の権限行使に関する編集委員会の裁量を制約する規定は特段存在しない。すなわち、被告マスコミ学会においては、投稿原稿の掲載の可否・順番について編集委員会に広範な裁量を与えられており、被告マスコミ学会に投稿された論文を須らく掲載すべき

義務を規定するものはない。

また、原告浅野が作成した原稿は、原告らが行ったワークショップ「警察リークと犯人断定報道—袴田事件から氷見事件まで」と関連性を有しない記述、ないし、事実と反する又は誇張された記述を含むものであった。したがって、このような原稿について、削除を含む改稿を原告浅野に求めることが編集委員会に付与される正当な権限の行使と認められるべきは当然である。

このように、被告マスコミ学会の諸規定に照らしても、ワークショップについて一定の基準を満たした報告文が、同学会誌に掲載されることを期待することが、法的に保護される利益と認められる余地はなく、また、同被告がワークショップの報告文についてそのまま掲載しなければならない法的義務を負うものでもない。

よって、被告マスコミ学会が、原告浅野に対して、問題があると判断した記述について削除を含む改稿を求め、原告浅野がこれに応じなかったことから、『マス・コミュニケーション研究 第88号』への掲載を見送ったことが、原告らに対する不法行為を構成することはあり得ない。

- (2) 上に述べたとおり、原告浅野に対して、2015年9月末までの改稿を依頼したのは被告マスコミ学会であり(甲8の1)、同年12月3日付けの書面(甲12の1)で、原告浅野に対し、「貴殿の原稿については引き続き改稿をお願いするとともに、『マス・コミュニケーション研究』88号への掲載は見送らせていただくこととなりました」と通知したのは、被告マスコミ学会の理事会の決定を受けた藤田真文理事であって、編集委員会の委員長である被告伊藤高史が原告浅野に対して、問題とされるべき記述についての削除を含む改稿を求めた事実はない。

したがって、被告伊藤高史が原告らに対する不法行為責任を負うことがそもそもありえないことは明白である。

- 2 被告株式会社学文社(以下「被告学文社」という。)について

被告学文社は、『マス・コミュニケーション研究』の制作及び「発売」(甲13の1及

び甲15の奥付参照。)を担っているにすぎず、同誌の「編集・発行」(同上)については被告マスコミ学会の専権である。

このように、被告学文社は、被告マスコミ学会から制作及び発売を担当する同誌の内容について判断する権限を有しておらず、被告学文社が同誌の編集過程に関与することはないから、『マス・コミュニケーション研究 第88号』の内容について、被告学文社が責任を負うべき余地はない。

以上